

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づく報告について

平成 29 年 3 月 29 日

推定摂取量の対 ADI 比 (TMDI^{*1}/ADI×100 及び EDI^{*2}/ADI×100)

	農薬名 一日摂取許容量：ADI (mg/kg 体重/日)	国民平均		幼小児 (1～6 歳)		妊婦		高齢者 (65 歳以上)	
		TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
1	イソウロン 0.017	0.2	—	0.6	—	0.2	—	0.2	—
2	キノメチオナート 0.0064	25.3	—	61.4	—	23.6	—	30.0	—
3	クロルプロファミ 0.05	15.5	—	45.7	—	15.9	—	13.9	—
4	ダゾメット、メタム及び メチルイソチオシアネ ート 0.004	22.2	—	42.6	—	21.6	—	25.3	—
5	チフェンスルフロンメ チル 0.0096	1.8	—	3.9	—	1.7	—	1.9	—
6	プロフェノホス 0.0005	15.6	—	17.7	—	12.4	—	20.0	—
7	プロヘキサジオンカル シウム塩 0.2	1.6	—	5.1	—	1.4	—	1.8	—
8	プロマシル 0.019	0.3	—	1.0	—	0.3	—	0.3	—
9	プロメトリン 0.03	2.6	—	5.1	—	2.0	—	2.7	—
10	ヘキサコナゾール 0.0047	7.1	—	23.4	—	5.2	—	9.7	—
11	ヘキシチアゾクス 0.028	19.5	—	40.9	—	16.7	—	23.9	—
12	メパニピリム 0.073	17.9	—	42.2	—	20.2	—	20.6	—

—：試算せず

※1 TMDI (Theoretical Maximum Daily Intake) … 理論最大 1 日摂取量。各農産物等の基準値案×各農産物等の平均摂取量の総和として計算している。

※2 EDI (Estimate Daily Intake) … 推定 1 日摂取量。各農産物等の作物残留試験成績の平均値×各農産物等の平均摂取量の総和として計算している。

推定摂取量の対 ARfD 比 (ESTI^{※3}/ARfD (%)) の最大値

	農薬名 急性参照用量 : ARfD (mg/kg 体重)	一般	幼小児 (1~6 歳)	妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) ^{※4}
1	イソウロン 0.2	健康への悪影響が生じる可能性は極めて低い。 ^{※5}		
2	キノメチオナート 1.5	1 (なつみかん等)	1 (トマト等)	
3	クロルプロファム 0.5	40 (ばれいしょ)	100 (ばれいしょ)	
4	ダズメット、メタム及びメチルイソチオシアネート 0.1	20 (だいこんの葉)	10 (トマト)	
5	チフェンスルフロンメチル 2	0	0	
6	プロフェノホス 0.05	10(とうがらし(生))	1 (ばれいしょ等)	
7	プロヘキサジオンカルシウム塩 設定不要			
8	ブロマシル 0.2	1 (なつみかん等)	1 (パイナップル等)	
9	プロメトリン 1.5	0	0	
10	ヘキサコナゾール 0.25	3 (りんご)	6 (りんご)	
11	ヘキシチアゾクス 設定不要			
12	メパニピリム 4	5 (ぶどう)	10 (ぶどう)	

／ : 実施せず

※3 ESTI (Estimated Short-Term Intake) … 短期推定摂取量。

※4 妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量が設定された場合に推定。

※5 さとうきびの摂取量の最小データ数が得られていないため暴露評価できず。仮に体重 50 kg の人が、0.02 ppm のイソウロンが残留するさとうきびを 500 kg 摂取すると ARfD(0.2 mg/体重) に達すると試算できるが、500 kg のさとうきびを短期間で摂取することは考えられない。